

神奈川県立保健福祉大学自己評価及び外部評価に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）学則第2条第2項の規定に基づき、自己評価及び外部評価に関し必要な事項を定めることで、大学における教学マネジメントを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自己点検・評価

学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づいて行う、自己点検及び評価（以下「評価等」という。）をいう。

(2) 外部評価

学校教育法第109条第2項に規定された認証評価機関が行う評価、地方独立行政法人法第78条の2に規定された公立大学法人評価委員会が行う評価及び評価等の一環として行う学外者による第三者評価をいう。

(3) 内部質保証

大学が、評価等をもとに教育研活動等の質及び学生の学修成果の水準について継続して改善に努め、それによってその質を自ら保証することをいう。

(4) 教学マネジメント

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針に基づく体系的で組織的な教育を展開するための内部質保証の確立をいう。

(5) 教学I R

大学が、教学マネジメントを推進するため、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を一元的に収集、調査及び分析を行い、大学における機関・教育プログラム・科目の各レベルにおける評価等に適切に活用するための機能をいう。

(体制)

第3条 大学に評価等に係る業務を総括するため教学マネジメント・自己評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、別表1右欄の組織を代表する同表左欄に掲げる委員で構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、学長を以て充てる。
- 4 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教学マネジメントの推進に関する事項
- (2) 教育の内部質保証に関する事項
- (3) 評価等の実施に関する事項
- (4) 文部科学大臣認証評価機関の評価に関する事項
- (5) 神奈川県公立大学法人評価委員会の評価に関する事項
- (6) その他第三者機関の評価に関する事項
- (7) 評価等に係る報告の作成及び公表に関する事項
- (8) 大学の中期計画の策定に関する事項

(委員会の議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 委員長は委員会の終了後、議事について理事長に報告する。

(教学IR推進部会)

第6条 委員会に、教学IR推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、保健福祉学部長を以て充てる。
- 4 部会長は部会の議長となり、会務を総理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が職務を代理する。
- 6 部会長は、第2項に定める委員のほか、部会長の業務を補佐する者を指名し、会議に出席させることができる。

(部会の所掌事項)

第7条 部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会の所掌事項に係る企画の立案に関する事項
- (2) 評価等の実施に向けた教学IRの推進に関する事項

(部会の議事)

第8条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 部会長は必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(評価等の実施)

- 第9条 別表1左欄の委員は、年度の終了後、同表右欄の組織において所掌事業に関する実施状況を取りまとめ、評価等を実施した上で、その結果を別紙により委員会に報告する。
- 2 委員長は、年度の終了前に、当該年度の事業の実施状況について委員に対して報告を求め、必要に応じて評価等の方向性について委員に対して意見を述べるができる。
 - 3 委員会は、第1項で報告を受けた評価等の結果に対して審査を実施する。
 - 4 委員長は、必要に応じて前項の審査結果について経営審議会及び教育研究審議会へ報告する。

(評価等の実施結果に基づく改善)

- 第10条 委員長は、前条第3項の審査の結果及び外部評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、委員に対して改善策の検討を指示する。
- 2 改善策の検討を指示された委員は、所属する組織において改善策を検討・実施しなければならない。
 - 3 改善を実施した委員は、改善の進捗状況及び今後の対応を委員長へ報告するものとする。
 - 4 委員長は、前項の報告があった場合は、改善の進捗状況を確認するとともに、委員会における審査を実施する。

(学生意見の聴取)

- 第11条 委員長は、第4条で定める委員会の所掌事項について、学生の意見を聴取する場を設け、第9条第1項で実施する評価等に適切に反映するよう努めるものとする。
- 2 前項の意見聴取の実施については、別に定める。

(評価結果の公表)

- 第12条 自己点検・評価、外部評価結果については、大学 Web サイトその他広く周知を図ることのできる方法によって公表するものとする。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、評価等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 神奈川県立保健福祉大学自己評価・内部質保証審査会規程、自己評価専門部会規程及び内部質保証推進部会規程は、これを廃止する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

ア 機関レベルの評価等に責任を有する委員（イの委員を除く）

委員	組織
学長	（委員会の議長）
副学長	（大学全般の取りまとめ）
広報委員長	広報委員会
研究委員長	研究委員会
アドミッションセンター長	アドミッションセンター
附属図書館長	附属図書館
実践教育センター長	実践教育センター
イノベーション政策研究センター長	イノベーション政策研究センター

イ 機関レベルの評価等に責任を有する委員（内部質保証の推進責任者となる委員）

保健福祉学部長（総務・企画委員長）	総務・企画委員会
FD・SD委員長	FD・SD委員会
人権・倫理委員長	人権・倫理委員会
図書委員長	図書委員会
教務委員長（学部）	教務委員会（学部）
学生委員長（学部）	学生委員会（学部）
進路支援ワーキンググループ長	進路支援ワーキング
学部入試委員長	学部入試委員会
保健福祉学研究科入試委員長	保健福祉学研究科入試委員会
ヘルスイノベーション研究科入試委員長	ヘルスイノベーション研究科入試委員会
ヒューマンサービスセンター長	ヒューマンサービスセンター
実習ステーション運営会議会長	実習ステーション
事務局長	事務局

ウ 教育プログラムレベルの評価等に責任を有する委員

保健福祉学研究科長	保健福祉学研究科
ヘルスイノベーション研究科長	ヘルスイノベーション研究科
看護学科長	看護学科
栄養学科長	栄養学科
社会福祉学科長	社会福祉学科
リハビリテーション学科長	リハビリテーション学科
理学療法学専攻長	理学療法学専攻
作業療法学専攻長	作業療法学専攻
人間総合科長	人間総合科

別表 2

保健福祉学部長
副学長
教務委員長（学部）
学生委員長（学部）
進路支援ワーキンググループ長
学部入試委員長
次長兼総務部長
企画・地域貢献部長
教務学生部長
学部入試担当部長
教学 I R 担当助教
看護学科教員（看護学科長の指名する者）
栄養学科教員（栄養学科長の指名する者）
社会福祉学科教員（社会福祉学科長の指名する者）
理学療法学専攻教員（リハビリテーション学科長の指名する者）
作業療法学専攻教員（リハビリテーション学科長の指名する者）
人間総合科教員（人間総合科長の指名する者）
保健福祉学研究科教員（保健福祉学研究科長の指名する者）
ヘルスイノベーション研究科教員（ヘルスイノベーション研究科長の指名する者）

年度 業務実績報告書

実施組織		
中期計画 (P)		
	評価指標	実績
評価観点	番号	
業務実績・モニタリングの内容 (D)		
自己点検・評価 (C)		
課題及び対応方向 (A)		